

令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）

原告 宗岡明弘 外533名

被告 神戸市長 久元喜造

## 証拠説明書（9）

令和5年11月30日

神戸地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

津久井 進



原告ら訴訟代理人弁護士

白倉 典武



原告ら訴訟代理人弁護士

繁松 祐行



原告ら訴訟代理人弁護士

田崎 俊彦



原告ら訴訟代理人弁護士

関本 龍志



甲号証	標題	作成者	作成時期	原本 写し	立証趣旨
C26	写真撮影報告書	原告ら代理人(作成者) 原告宗岡明弘(撮影者)	R5.11.29 (作成日) R5.10.25及 び同月26 (撮影日)	原本	天井川左岸線が渋滞していないこと 及び中央幹線が天神町3・4・5丁目 自治会を中心とする地元の住民と神 戸市との協力・共同によって完成した ものであること等
C27	陳述書	原告宗岡明弘	R5.11.24	原本	周辺道路の交通量の推移等の須磨 多聞線(西須磨)の必要性の不存在 を基礎づける事情, 公害調停の経 緯, 神戸市の不誠実な態度等その他 本訴に関する事情全般等
C28	陳述書	原告堀省一	R5.11.24	原本	神戸市と天神町3・4・5丁目自治会の 自治会長(当時)である原告堀が合意 書を締結した経緯等
C29	陳述書	原告濱智恵子	R5.11.28	原本	須磨多聞線(西須磨)の建設によって 桜木町をはじめとする地元住民が被 る損害・不利益の内容等

以上